

平成 27 年 7 月 14 日
消 防 庁

「平成 27 年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足

平成26年中の救急自動車による救急出動件数は約598万件（速報値）と過去最多となり、119番通報から病院収容までの搬送時間も39.3分と延伸（平成26年版「救急・救助の現況」）を続けています。今後も高齢化の進展等による救急需要の増大が予想される中で、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための方策を検討することを目的に、標記検討会を発足いたします。

今年度の標記検討会では、社会資源の有効活用の視点から、消防機関以外の資源の活用を推進するとともに関係機関との連携を強化するため、消防機関以外の救急救命士の活用、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体系の普及について検討します。また、消防機関内部で救急業務の質の向上に向けた取組を推進し、適切なサービスを提供するため、個別事案の分析による搬送時間延伸の要因解決、救急業務に携わる職員の教育、蘇生ガイドラインの改訂への対応及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応について検討します。

以下のとおり、第1回会合を開催しますのでお知らせいたします。

平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会第1回会合開催概要

- 1 日 時
平成 27 年 7 月 17 日（金）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
- 2 場 所
三田共用会議所 大会議室（東京都港区三田 2 丁目 1 番 8 号）
- 3 内 容
(1) 今年度の検討内容について
(2) その他
- 4 傍聴に当たっての注意事項
(1) 会合は公開で行います。
(2) 傍聴を希望する方は、社名、氏名、連絡先を 7 月 16 日 17 時までに下記連絡先まで登録願います。会場の都合上、登録数に限りがありますのでご了承願います。
(3) 入室する際は、受付担当者に名刺をお渡しください。また、入室は 9 時 45 分からお願いします。
(4) 撮影に関しては、冒頭頭撮り（資料確認が終了するまで）のみとします。



【連絡先】

消防庁救急企画室

担当：田中補佐、上條補佐、新田係長、濱砂事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539

平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

(開 催)

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目 的)

第 2 条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した委員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(ワーキンググループ)

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの委員は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。
- 3 WGには、WG長を置く。WG長は、座長が指名する。
- 4 WGには、WG委員の代理者の出席を認める。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとするが延長を妨げないものとする。

(運 営)

第 6 条 検討会及びWGの運営は、救急企画室が行う。

(委 任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他WGに関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿

(五十音順)

- 浅 利 靖 (北里大学医学部救命救急医学教授)
- 阿 真 京 子 (一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表)
- 有 賀 徹 (昭和大学病院病院長)
- 石 井 正 三 (日本医師会常任理事)
- 城 戸 秀 行 (大阪市消防局救急部長)
- 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)
- 迫 田 朋 子 (NHK 制作局第 1 制作センター文化福祉番組部エグゼクティブディレクター)
- 佐 藤 雄一郎 (東京学芸大学社会科学講座准教授)
- 島 崎 修 次 (国士舘大学大学院救急システム研究科長)
- 鈴 川 正 之 (自治医科大学救急医学講座教授)
- 田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)
- 原 田 潔 (神奈川県安全防災局安全防災部消防課長)
- 萬 年 清 隆 (札幌市消防局警防部長)
- 安 田 正 信 (東京消防庁救急部長)
- 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 山 本 保 博 (東和病院院長)
- 横 田 順一郎 (堺市立総合医療センター副院長)
- 横 田 裕 行 (日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授)
- 渡 辺 顕一郎 (奈良県医療政策部長)

(オブザーバー)

- 北 波 孝 (厚生労働省医政局地域医療計画課長)

平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項(案)

- 高齢化の進展等を背景として救急需要が増大し、病院収容時間が延伸する一方、救急隊の増加には限界があり、今後、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくためには、
 - ① 限りある社会資源を賢く活用し、公正に配分するとともに、
 - ② 救急業務の質の向上を通して適切なサービスを提供し、救命率の向上を図ることが必要。

以上①②の目標を達成するため、以下の事項について検討を行う。

目標① 関連

- 社会資源の有効活用の視点から、消防機関外の資源の活用を推進するとともに、関係機関との連携を強化する。

新規 I. 消防機関以外の救急救命士の活用
消防機関に属しない救急救命士が、救急隊に引き継ぐまでの処置等を担う仕組みを構築

新規 II. 救急車の適正利用の推進
限りある搬送資源を、緊急性の高い事案に優先して投入するため、救急車の適正利用を推進する

継続 III. 緊急度判定体系の普及 (WG設置)
社会全体へ緊急度判定体系の普及を促進し、救急医療資源を有効活用し、緊急性の高い傷病者を確実に搬送

目標② 関連

- 消防機関内部で救急業務の質の向上に向けた取組を推進し、適切なサービスを提供する。

新規 IV. 個別事案の分析による、搬送時間延伸の要因の解決
精神疾患、独居高齢者の搬送等、現場対応が困難な事例について個別に調査分析

継続 V. 救急業務に携わる職員の教育 (WG設置)
指導救命士の養成に係るテキストの完成

新規 VI. 蘇生ガイドラインの改訂への対応 (WG設置)
一般市民・救急隊・通信指令員が行う応急処置等に関する各種要領等の改訂

継続 VII. 2020年東京オリ・パラへの対応
外国人対応や熱中症対策等に関する課題について詳細な実態調査に着手し、具体的な方策について取りまとめる